

## ◇申請のご案内◇

### 【介護保険負担限度額の認定申請について】

◆介護保険施設に入所（短期入所を含む）したときの食費・部屋代を負担軽減（減額）するための申請です。認定には条件がありますので、8月以降も負担軽減を受けたい場合、下記をご確認の上、申請してください。

#### 《対象となる介護サービス》

- ・介護保険施設入所：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・介護老人保健施設・介護療養型医療施設  
・介護医療院
  - ・ショートステイ：短期入所生活介護・短期入所療養介護
- ※上記以外のサービス（デイサービス等）は負担限度額認定による軽減を受けることができません。  
現時点で上記サービスの利用（予定）がない場合は、必要となった時に申請いただいても構いません。

◆下記の①と②の両方にあてはまる方が対象です。

- ①本人及び同一世帯員全員（別世帯の配偶者を含む）の令和7年度の市民税が非課税
- ②下記認定要件を満たす方

#### 【認定要件】

利用者負担段階	所得要件	預貯金等の資産基準額（※2）
第1段階	生活保護受給者等	単身 1,000万円以下 夫婦 2,000万円以下
第2段階	年金収入額等（※1）が80.9万円以下	単身 650万円以下 夫婦 1,650万円以下
第3段階①	年金収入額等（※1）が80.9万円超 120万円以下	単身 550万円以下 夫婦 1,550万円以下
第3段階②	年金収入額等（※1）が120万円超	単身 500万円以下 夫婦 1,500万円以下

※1）令和6年中の公的年金等収入金額（非課税年金含む）＋その他の合計所得金額。

※2）第2号被保険者は、利用者負担段階にかかわらず「単身 1,000万円以下、夫婦 2,000万円以下」が基準。

◆下記に記載の必要書類をそろえて、申請期間内に申請してください。

◎申請期限：令和7年7月22日（火）

#### 《必要書類》

1. 同封の「介護保険負担限度額申請書」 ※裏面の「同意書」にもご記入をお願いします。
2. 本人名義、配偶者名義の全ての預貯金等が確認できる書類の写し（世帯が異なる配偶者を含む）

#### 【預貯金等に含まれるもの】

資産項目	申請書に添付する書類
預貯金（普通・定期）	通帳の写し ※裏面の《通帳の写しの必要部分》をご確認ください。 ※振込金額に出資配当金の記載がある場合、 <u>出資額がわかるもの（証書又は配当通知等）</u> が必要です。詳細は出資先の金融機関等にお問い合わせください。
有価証券（株式、国債など）	証券会社や銀行の口座残高の写し
金、銀など購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告
負債（借入金・住宅ローンなど）	借用証書など申請時点での負債額が確認できる書類 ※預貯金額等から差し引くことができます。

## 《通帳の写しの必要部分》

※下記①～③のページが必要となります。

※申請前に通帳を記帳していただき、必要内容が記載されているかご確認ください。

※郵送申請等により通帳のコピーを提出する際は、下記の必要内容が記載されているかご確認ください。

### ①銀行名、支店、口座番号、口座名義人が記載されているページ（表紙をめくったページ）

※ゆうちょ銀行の場合は、記号・番号が記載されているページ

記載例

氏名 □□ □□ 様		〇〇銀行 △△支店	
店番号	口座番号		
012 普通	3456789		

### ②普通預金のページ

- 年金振込口座は、直近の年金振込（6月振込分）が確認できるページが必要です。
- その他の通帳については、申請日の直近2ヶ月以内に記帳されているもので最終残高が確認できるページが必要です。
- 通帳の出入金がなく、最終記帳の日付が2ヶ月以上前の場合は、申請時にその旨お伝えください。（コピーを提出する場合は、余白に「以後、取引なし」等とご記入ください。）

記載例

普通預金				
年月日	摘要	お支払	お預かり	残高
07-05-26	〇〇〇	5,000		1,000,000
07-06-13	**年金		100,000	1,100,000
07-06-17	△△△		70,000	1,170,000
07-06-21	■■■			1,140,000

直近の年金振込情報

最新の情報を記帳

### ③定期預金等のページ

- 総合口座など、定期預金等がある通帳の場合は、残高がわかるページが必要です。

記載例

定期預金					
番号	種類	利率	取引金額	お預かり残高	満期日
1	〇〇〇	0.1%	1,000,000	1,000,000	31-4-30
2	***	0.3%	500,000	1,500,000	01-5-25

※定期預金証書等をお持ちの方は、掛け金額等の確認が必要なため証書が必要です。

（コピーを提出する場合は、銀行名、掛け金等がわかる面をご提出ください）